

山梨県公報

令和二年
九月十七日

第百二十九号

木曜日

目次

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置	四六九
○土地収用事業の認定	四六九
○道路の供用開始	四七〇
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	四七一
○公共測量の実施	四七一
公安委員会	
○落札者の決定について(二件)	四七一

告示

山梨県告示第二百五十四号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和二年九月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任职務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
オリンピックコースを 活用したサイクルイベ ント実施事	オリンピックコースを 活用したサイクルイベ ント実施補助金の交 付を適切かつ公正	五人	一 優れた 識見を有 する者 二 県の職 員	令和二年九月二十五日 から令和三年三月三十 日まで	スポーツ 振興局オ リンピッ ク・パラ リンピッ

業選定委員 会

業選定委員
会
業務の選定等に関する
事務

ク推進課

山梨県告示第二百五十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

令和二年九月十七日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 起業者の名称 富士河口湖町
二 事業の種類 河口湖総合公園駐車場整備事業
三 起業地

- 一 収用の部分 山梨県南都留郡富士河口湖町船津字下善郷塚地内

- 二 使用の部分 なし

- 四 事業を認定した理由

- 1 法第二十条第一号要件

河口湖総合公園駐車場整備事業(以下「本件事業」という。)における河口湖総合公園(以下「本件施設」という。)は、富士河口湖町(以下「起業者」という。)が、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上等を目的に昭和五十九年三月に開設した都市公園である。

本件事業は、本件施設利用者の利便性及び安全性を確保するために、本件施設の駐車場を保全する事業であることから、法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置する公園その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

- 2 法第二十条第二号要件

起業者は、令和二年度補正予算(九月)において、本件事業に要する経費について予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

- 3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

本件施設は、昭和五十九年三月に開設された町の中核的な都市公園で、十二ヘクタール余の敷地内に、約三千人を収容可能な屋外ホールであるステラシアター

をはじめ、町民プール、町民体育館、町民グラウンド、芝生広場等を有しているが、周囲の公共交通機関が脆弱なため、多くの利用者が自家用車により来園している。

本件施設内には、現在、起業地を含め、四百二十二台分の駐車場があるが、町民プールや町民体育館、町民グラウンドなどは、一日平均で四百八十人程度が利用しており、駐車場が満車となる時間帯が生じている。これらの施設の利用者は、平成二十八年度は年間約十六万五千人であったが、令和元年度は年間約十九万人に増加しており、今後、駐車場不足がより深刻化することが予想される。

さらに、ステラシアターにおいて大規模なイベントを開催する際には、駐車場が不足し、町民グラウンドを一時的に駐車場として使用している状況である。

このような状況のもと、起業地を保全することができず、駐車可能台数が減少した場合、本件施設内通路への駐車及び周辺道路における違法駐車が危惧され、本件施設利用者の利便性及び安全性の低下等が懸念される。

本件事業は、現在、借地している起業地を町が取得することで、今後も、必要とされる駐車台数を安定的に確保し、都市公園としての良好な環境を維持するものであり、公益に資するところ大なるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、大きいと認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の起業地は、富士箱根伊豆国立公園の普通地域に指定されているが、本件事業は、既設の駐車場を保全するための事業であり、現況地形の改変や新たな構造物の整備は行わず、既存樹林についても公園緑地として保存することとしている。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置について、必要な面積を確保できること、本件施設からのアクセスが良好であること、造成が容易であり最小限の事業費で執行できること、支障となる物件が最小限であること、周辺環境への影響が小さいこと等社会的、技術的及び経済的な要件を考慮して選定された三案を比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたとおり、起業地を保全することができず、駐車可能台数が減少した場合、本件施設内通路への駐車及び周辺の道路における違法駐車が発生し、本件施設利用者の利便性及び安全性の低下並びに周辺道路における交通事故発生等が懸念されることから、引き続き、起業地を駐車場として保全することが必要である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、現存する八十二台分の駐車場及び都市公園として必要となる緑地面積を保全するものであるから、必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 富士河口湖町役場都市整備課

山梨県告示第百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年十月八日まで一般の縦覧に供する。

令和二年九月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大菩薩初鹿野線	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地从先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一地先まで	二三・二	令和二年九月三〇日

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年九月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 申請のあった年月日 令和二年九月七日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 We Are
 - 代表者の氏名 廣瀬政光
 - 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市
 - 定款に記載された目的 この法人は、障害児者及び高齢者に対して、自立した生活を送るための支援に関する事業を行い、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 令和二年九月十日から同年十月十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により南アルプス市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 測量の種類 公共測量（道路台帳作成）
- 測量の地域 南アルプス市の一部
- 測量の期間 令和二年七月二十三日から令和三年一月二十九日まで

公安委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年九月十七日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

- 落札に係る借入物品等の名称及び数量 X線マイクロアナライザー 一式
- 契約に関する事務を担当する所属
 - 名称 山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所
 - 所在地 山梨県笛吹市石和町窪中島三百二十二番地四
- 落札者を決定した日 令和二年八月二十六日
- 落札者
 - 名称 日立キャピタル株式会社
 - 住所 東京都港区西新橋一丁目三番一号
- 落札金額 四千七百四万円
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年七月十六日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関

する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年九月十七日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量 交通規制情報管理システム 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県警察本部交通部交通規制課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 令和二年九月三日

四 落札者

(一) 名称 NTT・TCリース株式会社

(二) 住所 東京都港区港南一丁目二番七十号

五 落札金額 六千二百四十万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和二年七月十三日